

令和3年2月10日

まちづくり委員会資料

令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第5号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 資料 1 | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要 |
| 資料 2 | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 |
| 参考資料 1 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 新旧対照表 |
| 参考資料 2 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令 新旧対照表 |
| 参考資料 3 | 建築基準法施行規則 新旧対照表 |

まちづくり局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

1 改正の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）の一部改正（令和元年5月17日公布、令和3年4月1日施行）及び同法施行令の一部改正（令和2年9月4日公布、令和3年4月1日施行）並びに建築基準法施行規則の一部改正（令和2年12月23日公布、令和3年1月1日施行）に伴い、川崎市手数料条例（以下、「条例」という。）の改正を行う。

2 建築物省エネ法の概要

建築物省エネ法は、社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、一定規模以上の建築物の省エネ基準への適合性を確保するための措置と、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の措置により建築物の省エネ性能の向上を図ることを目的としている。

3 建築物省エネ法の主な改正内容

(1) 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象の拡大

現在2,000㎡以上の非住宅の建築物は、新築時等に建築物エネルギー消費性能基準（以下、「省エネ基準」という。）への適合が義務付けられており、確認済証の交付までに当該基準に適合していることの所管行政庁等による判定（建築物エネルギー消費性能適合性判定、以下「省エネ適判」という。）を受ける必要がある。今回の改正により、当該基準への適合が義務付けられる対象が延べ面積300㎡以上の非住宅の建築物へと拡大された。

(2) 小規模建築物に係る省エネ性能に関する説明の義務付け

延べ面積が300㎡未満の小規模建築物の新築等に係る設計の際に、当該建築物の省エネ基準への適否及び同基準に適合しない場合の省エネ性能確保のための措置について、建築士から建築主に書面で説明を行うことを義務付ける規定が設けられたことに伴い、他の条文が繰り下がった。

	現行			改正後	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示、命令等】	➡	適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示、命令等】
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示、命令等】				
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】			努力義務 【省エネ基準適合】 ※建築士から建築主への説明義務	

表 1 主な改正内容

4 建築基準法施行規則の主な改正概要

押印を求める手続きの見直し等のための国土交通省関係省令の一部改正により、建築基準法施行規則第11条の3に規定する磁気ディスク等による手続の規定が削除されたことに伴い、他の条文が繰り上がった。

5 条例の改正内容

(1) 省エネ基準適合義務対象の拡大に伴う審査手数料の新設

省エネ適判の申請に係る申請手数料については、建築物の各部分における「評価方法」及び「床面積」に応じた区分により手数料を算定した額としている。

今回の法改正に伴い、非住宅部分の床面積の合計が300㎡～2,000㎡未満の建築物についても適合義務対象となったことから、申請手数料の設定について検討を要することとなった。

このことについて、国より「300㎡～1,000㎡未満」及び「1,000㎡～2,000㎡未満」の2つの区分が示されたことから、本条例においても同様の区分における手数料を新たに設定する。

現行		➔	改正後	
0～300㎡未満	9,600円		0～300㎡未満	9,600円
300㎡以上2,000㎡未満*	27,000円		300㎡以上1,000㎡未満	17,000円
			1,000㎡以上2,000㎡未満	27,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	81,000円		2,000㎡以上5,000㎡未満	81,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円		5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	160,000円		10,000㎡以上25,000㎡未満	160,000円
25,000㎡以上	200,000円		25,000㎡以上	200,000円

表2 手数料算定例の比較（省エネ適判の手数料(第268号ア(イ))の場合)

※本市条例においては、「床面積」の区分について、現行の適合義務対象である2,000㎡以上の各区分の他に、「0㎡～300㎡未満」及び「300㎡～2,000㎡未満」の区分を設けているが、これは非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上で省エネ基準への適合義務の対象となる建築物のうち、「工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する建築物」にあつては、省エネ適判の評価の対象とならない部分が大半であることから、工場等の用途に供する部分の床面積を除いた面積で手数料を算定するため、当該区分を設定している。

(2) その他

建築物省エネ法及び建築基準法施行規則の改正に伴う所要の整備を行う。また、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料等についても、省エネ適判と同様の区分が示されたことから、併せて改正を行う。

6 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、建築基準法施行規則の改正に伴う条例の改正（第2条第248号）については、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(196) 略</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p><u>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</u></p> <p><u>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</u></p> <p><u>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</u></p> <p><u>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</u></p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第268号、第270号及び第274号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p><u>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</u></p> <p><u>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</u></p> <p><u>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</u></p> <p><u>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>g 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p> <p>(198)～(247) 略</p> <p>(248) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第1項第1号</u>から第6号までに掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付 1件につき 300円</p> <p>1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則<u>第11条の3第1項第5号</u>に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計</p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p>昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(196) 略</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</u></p> <p><u>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</u></p> <p><u>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</u></p> <p><u>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</u></p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第268号、第270号及び第274号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p><u>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</u></p> <p><u>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</u></p> <p><u>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</u></p> <p><u>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。</p> <p>(198)～(247) 略</p> <p>(248) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第1項第1号</u>から第6号までに掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付 1件につき 300円</p> <p>1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則<u>第11条の4第1項第5号</u>に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計</p>

改正後	改正前
<p>画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。 (249)～(263) 略</p> <p>(264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、第272号及び第274号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定</p>	<p>画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。 (249)～(263) 略</p> <p>(264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、第272号及び第274号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定</p>

改正後	改正前
<p>める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 8,800円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>(i) 301戸以上 200,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)で定める方法により共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p><u>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</u></p> <p><u>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</u></p> <p><u>v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</u></p> <p><u>vi 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</u></p> <p><u>vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 300,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</u></p> <p><u>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p>	<p>める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 8,800円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>(i) 301戸以上 200,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)で定める方法により共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</u></p> <p><u>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</u></p> <p><u>v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</u></p> <p><u>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p>

改正後	改正前
<p><u>ii</u> 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p><u>iii</u> 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p><u>iv</u> 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p><u>v</u> 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p> <p><u>vi</u> 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p><u>vii</u> 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>ii</u> 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p><u>iii</u> 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p><u>iv</u> 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p> <p><u>v</u> 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p><u>vi</u> 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p>	<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p>	<p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p>
<p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</p>	<p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</p>
<p>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p>	<p>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p>
<p>(265) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p>	<p>(265) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p>
<p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第267号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>	<p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第267号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>
<p>(266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p>	<p>(266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p>
<p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>
<p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額</p>	<p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額</p>
<p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>
<p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額</p>	<p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額</p>

改正後	改正前
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(267) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(268) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 ((イ)に掲げる場合を除く。) 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p><u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円</u></p> <p><u>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</u></p> <p><u>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</u></p> <p><u>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</u></p> <p><u>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u></p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p><u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円</u></p> <p><u>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</u></p> <p><u>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方</u></p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(267) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(268) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> <p>ア 新築の場合</p> <p>(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 ((イ)に掲げる場合を除く。) 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</u></p> <p><u>d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</u></p> <p><u>e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</u></p> <p><u>f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u></p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</u></p> <p><u>c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方</u></p>

改正後	改正前
<p>床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(269) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「判定済計画」という。）に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額</p> <p>(270) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p>	<p>床面積の算定方法を準用する。</p> <p>(269) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「判定済計画」という。）に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額</p> <p>(270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p> <p><u>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</u></p> <p>c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分を用いる。以下この号及び第274号において同じ。）次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</u></p> <p><u>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</u></p> <p><u>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</u></p> <p><u>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(g)</u> 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 ア(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p><u>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</u></p> <p><u>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</u></p> <p><u>v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</u></p> <p><u>vi 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</u></p> <p><u>vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</u></p> <p><u>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>(f)</u> 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 ア(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</u></p> <p><u>iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</u></p> <p><u>iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</u></p> <p><u>v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</u></p> <p><u>vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</u></p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円</u></p> <p><u>iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円</u></p> <p><u>iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円</u></p> <p><u>v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円</u></p> <p><u>vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u></p>

改正後	改正前
<p>の 440,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p> <p>(271) 建築物省エネ法第35条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(272) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物省エネ法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの 2,450円</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額</p>	<p>の 440,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</p> <p>(i) 301戸以上 590,000円</p> <p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p> <p>(271) 建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(272) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 建築物省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの 2,450円</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額</p>

改正後	改正前
<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 認定済計画に係るもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>一の建築物ごとに1件とする。</p> <p>(273) 建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(274) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)計算されている場合 第270号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)計算されている場合 第270号ウ(イ)aに掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 認定済計画に係るもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に新たに追加されたもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>一の建築物ごとに1件とする。</p> <p>(273) 建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(274) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第2項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。)が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)計算されている場合 第270号ウ(ア)に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ同号ウ(ア)に規定する額</p> <p>b a以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)計算されている場合 第270号ウ(イ)aに掲げる住戸の総数の区分に応じ同号ウ(イ)aに規定する額</p> <p>(b) (a)以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p>

改正後	改正前
<p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 第270号ウ(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 第270号ウ(イ) cに規定する額</p> <p>(275) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき 第268号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 第270号ウ(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 第270号ウ(イ) cに規定する額</p> <p>(275) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査 1件につき 第268号に規定する額に2分の1を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>第二十七条 建築主は、小規模建築物(特定建築物及び第十九条第一項第一号に規定する建築物以外の建築物(第十八条各号のいずれかに該当するものを除く。))をいう。以下この条において同じ。)の建築(特定建築行為又は第十九条第一項第二号に掲げる恋に該当するもの及びエネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。次項において同じ。)に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果(当該小規模建築物が建築物エネルギー消費性能のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。)について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 前項の規定は、小規模建築物の建築に係る設計の委託をした建築主から同項の規定による評価及び説明を要しない旨の石の表明があった場合については、適用しない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十八条～第三十条 (略) (特定建設工事業者の努力)</p>	<p>第二十六条の二～第二十八条 (略) (特定建設工事業者の努力)</p>
<p>第三十一条 特定建設工事業者(自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その新たに建設する当該規格に基づく住宅(以下「請負型規格住宅」という。)の戸数が政令で定める住宅の区分(第三十三条第一項において「住宅区分」という。)ごとに政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。)は、その新たに建設する請負型規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。</p>	<p>第二十八条の二 特定建設工事業者(自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その新たに建設する当該規格に基づく住宅(以下「請負型規格住宅」という。)の戸数が政令で定める住宅の区分(第二十八条の四第一項において「住宅区分」という。)ごとに政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。)は、その新たに建設する請負型規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。</p>
<p>第三十二条 (略) 2 前項に規定する基準は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型規格住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。</p>	<p>第二十八条の三 (略) 2 前項に規定する基準は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型規格住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。</p>
<p>第三十三条 国土交通大臣は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅(その戸数が第三十一条の政令で定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。)につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建設工事業者に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。</p>	<p>第二十八条の四 国土交通大臣は、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅(その戸数が第二十八条の二の政令で定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。)につき、前条第一項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定建設工事業者に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>第三十四条 (略)</p>	<p>第二十九条 (略)</p>
<p>第三十五条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第四十条第一項において同じ。)に適合するものであること。</p>	<p>第三十条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準(建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第三十五条第一項において同じ。)に適合するものであること。</p>
<p>二～四 (略)</p>	<p>二～四 (略)</p>
<p>2～7 (略) 8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判</p>	<p>2～7 (略) 8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判</p>

新	旧
<p>定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合及び<u>第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三項</u>の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。</p>	<p>定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合を除き、<u>同条第三項</u>の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。</p>
<p>9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、<u>第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十九条第一項</u>の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、<u>同項</u>の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。</p>
<p><u>第三十六条</u> (略)</p>	<p><u>第三十一条</u> (略)</p>
<p><u>第三十七条</u> 所管行政庁は、認定建築主に対し、<u>第三十五条第一項</u>の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。</p>	<p><u>第三十二条</u> 所管行政庁は、認定建築主に対し、<u>第三十条第一項</u>の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。</p>
<p><u>第三十八条</u> (略)</p>	<p><u>第三十三条</u> (略)</p>
<p><u>第三十九条</u> 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、<u>第三十五条第一項</u>の認定を取り消すことができる。 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)</p>	<p><u>第三十四条</u> 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、<u>第三十条第一項</u>の認定を取り消すことができる。 (認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例)</p>
<p><u>第四十条</u> (略)</p>	<p><u>第三十五条</u> (略)</p>
<p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>第三十四条第三項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。</p>	<p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>第二十九条第三項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。</p>
<p><u>第三十六条</u> (略)</p>	<p><u>第三十六条</u> (略)</p>
<p><u>第三十七条</u> (略)</p>	<p><u>第三十七条</u> (略)</p>

新	旧
<p>(特定建築物の非住宅部分の規模等)</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。<u>第十五条第一項</u>を除き、以下同じ。）の合計が<u>三百平方メートル</u>であることとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、<u>新築に係る特定建築物以外の建築物</u>の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p>2 法第十九条第一項第二号の政令で定める規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p><u>第十条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。</u></p>	<p>(特定建築物の非住宅部分の規模等)</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある<u>大規模な</u>ものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。<u>第十四条第一項</u>を除き、以下同じ。）の合計が<u>二千平方メートル</u>であることとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第八条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p>2 法第十九条第一項第二号の政令で定める規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧																						
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>(磁気ディスク等による手続)</u></p> <p><u>第十一条の三 特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(イ)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ロ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(イ)</th> <th style="text-align: center;">(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第一条の三第一項の申請書</u></td> <td> <u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第一条の三第四項の申請書</u></td> <td> <u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第一条の三第八項に規定する場合の申請書</u></td> <td> <u>別記第四号様式(「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第二条の二第一項の申請書</u></td> <td> <u>別記第八号様式の第二面による書類</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第二条の二第五項に規定する場合の申請書</u></td> <td> <u>別記第九号様式(「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第三条第一項の申請書(観光用エレベーター等に係るものを除く。)</u></td> <td> <u>別記第十号様式の第二面による書類</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第三条第一項の申請書(観光用エレベーター等に係るものに限る。)</u></td> <td> <u>別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第三条第二項の申請書</u></td> <td> <u>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類</u> <u>別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第三条第三項の申請書</u></td> <td> <u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式(昇降機用)中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>第三条第七項に規定する場合の申請書</u></td> <td> <u>別記第十三号様式(「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u> </td> </tr> </tbody> </table>	(イ)	(ロ)	<u>第一条の三第一項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>	<u>第一条の三第四項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>	<u>第一条の三第八項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第四号様式(「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u>	<u>第二条の二第一項の申請書</u>	<u>別記第八号様式の第二面による書類</u>	<u>第二条の二第五項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第九号様式(「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u>	<u>第三条第一項の申請書(観光用エレベーター等に係るものを除く。)</u>	<u>別記第十号様式の第二面による書類</u>	<u>第三条第一項の申請書(観光用エレベーター等に係るものに限る。)</u>	<u>別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類</u>	<u>第三条第二項の申請書</u>	<u>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類</u> <u>別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図</u>	<u>第三条第三項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式(昇降機用)中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>	<u>第三条第七項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第十三号様式(「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u>
(イ)	(ロ)																						
<u>第一条の三第一項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>																						
<u>第一条の三第四項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>																						
<u>第一条の三第八項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第四号様式(「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u>																						
<u>第二条の二第一項の申請書</u>	<u>別記第八号様式の第二面による書類</u>																						
<u>第二条の二第五項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第九号様式(「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u>																						
<u>第三条第一項の申請書(観光用エレベーター等に係るものを除く。)</u>	<u>別記第十号様式の第二面による書類</u>																						
<u>第三条第一項の申請書(観光用エレベーター等に係るものに限る。)</u>	<u>別記第八号様式(昇降機用)の第二面による書類</u>																						
<u>第三条第二項の申請書</u>	<u>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類</u> <u>別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図</u>																						
<u>第三条第三項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式(昇降機用)中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>																						
<u>第三条第七項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第十三号様式(「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</u>																						

新	旧	
		別記第十四号様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類
第四条第一項の申請書		別記第十九号様式の第二面及び第三面による書類
第四条の二第一項の届出書		別記第二十号様式の第二面及び第三面による書類
第四条の八第一項の申請書		別記第二十六号様式の第二面及び第三面による書類
第四条の十六第一項の仮使用認定申請書		別記第三十三号様式による仮使用認定申請書の第二面による書類
第四条の十六第二項の仮使用認定申請書（建築主事に申請する場合に限る。）		別記第三十四号様式による仮使用認定申請書の第二面による書類
第五条第三項の報告書		別記第三十六号の二様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「調査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「調査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面、第三面及び第四面による書類、別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書並びに第五条第三項に規定する国土交通大臣が定める調査結果表
第六条第三項又は第六条の二の二第三項の報告書（昇降機（観光用エレベーター等を含む。以下同じ。）に係るものに限る。）		別記第三十六号の四様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象建築物等の欄」及び「報告対象昇降機の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項又は第六条の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表
第六条第三項又は第六条の二の二第三項の報告書（昇降機、遊戯施設及び防火設備に係るものを除く。）		別記第三十六号の六様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項又は第六条の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表
第六条第三項の報告書（防火設備に係るものに限る。）		別記第三十六号の八様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「検査者の欄」、「報告対象建築物の欄」及び「検査による指摘の概要の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書並びに第六条第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表
第六条の二の二第三項の報告書（遊戯施設に係るものに限る。）		別記第三十六号の十様式の第一面（「所有者の欄」、「管理者の欄」、「報告対象遊園地等の欄」及び「報告対象遊戯施設の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類、別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書並びに第六条の二の二第三項に規定する国土交通大臣が定める検査結果表
第八条第一項の建築物を建築しようとする旨の届出		別記第四十号様式の第二面から第四面までによる書類

新	旧	
	第八条第一項の建築物を除却しようとする旨の届出	別記第四十一号様式の第二面による書類
	第八条第二項の建築物を建築しようとする旨の届出及び建築物を除却しようとする旨の届出	別記第四十号様式の第二面から第四面までによる書類
	第八条の二第一項において準用する第一条の三第一項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第六面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
	第八条の二第一項において準用する第一条の三第四項の規定による通知書	別記第四十二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類 別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
	第八条の二第一項において準用する第一条の三第八項に規定する場合の通知書	別記第四十二号の二様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類
	第八条の二第五項において準用する第二条の二第一項の規定による通知書	別記第四十二号の七様式の第二面による書類
	第八条の二第五項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の通知書	別記第四十二号の八様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類
	第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）	別記第四十二号の九様式の第二面による書類
	第八条の二第六項において準用する第三条第一項の規定による通知書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）	別記第四十二号の七様式（昇降機用）の第二面による書類
	第八条の二第六項において準用する第三条第二項の規定による通知書	別記第四十二号の十様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類 別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図
	第八条の二第六項において準用する	別記第四十二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第四十二号の七様式中の「昇降機

新	旧
	<p>第三条第三項の規定による通知書</p> <p>の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第四十二号の九様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四十二号の七様式(昇降機用)中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</p> <p>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</p>
	<p>第八条の二第六項において準用する第三条第七項に規定する場合の通知書</p> <p>別記第四十二号の十一様式(「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</p>
	<p>別記第四十二号の十二様式(「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)による書類</p>
	<p>第八条の二第十三項において準用する第四条第一項の規定による通知書</p> <p>別記第四十二号の十三様式の第二面及び第三面による書類</p>
	<p>第八条の二第十四項において準用する第四条の二第一項の規定による通知書</p> <p>別記第四十二号の十四様式の第二面及び第三面による書類</p>
	<p>第八条の二第十七項において準用する第四条の八第一項の規定による通知書</p> <p>別記第四十二号の十七様式の第二面及び第三面による書類</p>
	<p>第八条の二第二十項において準用する第四条の十六第一項の仮使用認定申請書</p> <p>別記第四十二号の二十様式による仮使用認定申請書の第二面による書類</p>
	<p>第八条の二第二十項において準用する第四条の十六第三項の仮使用認定申請書</p> <p>別記第四十二号の二十一様式による仮使用認定申請書の第二面による書類</p>
	<p>第十条の四第一項の申請書(法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定に係るものを除く。)</p> <p>別記第四十三号様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)、第二面及び第三面による書類</p>
	<p>第十条の四第一項の申請書のうち法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定に係るもの</p> <p>別記第四十四号様式の第一面(「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。)及び第二面による書類</p>
	<p>第十条の四第四項の申請書</p> <p>別記第四十七号様式の第二面による書類</p>

新	旧	
	第十条の四の二第一項の申請書	別記第四十八号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
	第十条の四の五第一項の申請書	別記第四十九号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「敷地の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
	第十条の四の五第一項第二号の計画書	別記第四十九号の四様式の第一面による書類
	第十条の四の八第一項の申請書	別記第四十九号の七様式の第一面（「申請者の欄」、「既指定番号の欄」及び「敷地の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面による書類
	第十条の十六第一項及び第二項の申請書（認定に係るものに限る。）	別記第六十一号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
	第十条の十六第一項及び第二項の申請書（許可に係るものに限る。）	別記第六十一号の二様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
	第十条の十八の計画書（認定に係るものに限る。）	別記第六十四号様式の第一面による書類
	第十条の十八の計画書（許可に係るものに限る。）	別記第六十四号の二様式の第一面による書類
	第十条の二十一第一項の申請書（認定に係るものに限る。）	別記第六十五号様式の第一面（「申請者の欄」、「既認定番号の欄」及び「建築物の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
	第十条の二十一第一項の申請書（許可に係るものに限る。）	別記第六十五号の二様式の第一面（「申請者の欄」、「既許可番号の欄」及び「建築物の数の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類
	第十条の二十三の申請書	別記第六十七号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面から第六面までによる書類並びに全体計画概要書
	第十条の二十四の申請書	別記第六十七号の三様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）及び第二面から第六面までによる書類並びに全体計画概要書
	第十一条の二第一項の届出	別記第六十九号様式の第二面による書類
<p>2 前項の区域内においては、<u>第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第三条第二項若しくは第三項の申請書又は第八条の二第一項において準用する第一条の三第一項若しくは第四項若しくは第八条の二第六項において準用する第三条第二項若しくは第三項の規定による通知書については、次の各号に掲げる付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。</u></p> <p>一 <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち付近見取図</u></p> <p>二 <u>別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち付近見取図</u></p>		

新	旧																		
	<p>3. 次の表の(い)欄に掲げる申請書のうち同表の(ろ)欄に掲げる書類については、当該書類の提出に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等の提出のうち指定確認検査機関が定めるものによることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="799 304 932 344">(い)</th> <th data-bbox="932 304 1437 344">(ろ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="799 344 932 539"> <u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</u> </td> <td data-bbox="932 344 1437 539"> <u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 539 932 734"> <u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</u> </td> <td data-bbox="932 539 1437 734"> <u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 734 932 954"> <u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第八項に規定する場合の申請書</u> </td> <td data-bbox="932 734 1437 954"> <u>別記第四号様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 954 932 1149"> <u>第三条の三第二項において準用する第二条の二第一項の申請書</u> </td> <td data-bbox="932 954 1437 1149"> <u>別記第八号様式の第二面による書類</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1149 932 1368"> <u>第三条の三第二項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の申請書</u> </td> <td data-bbox="932 1149 1437 1368"> <u>別記第九号様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1368 932 1655"> <u>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）</u> </td> <td data-bbox="932 1368 1437 1655"> <u>別記第十号様式の第二面による書類</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1655 932 1942"> <u>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）</u> </td> <td data-bbox="932 1655 1437 1942"> <u>別記第八号様式（昇降機用）の第二面による書類</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1942 932 2096"> <u>第三条の三第三項において準用する第三条第二項の申請書</u> </td> <td data-bbox="932 1942 1437 2096"> <u>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書</u> </td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	<u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</u>	<u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</u>	<u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第八項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第四号様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u>	<u>第三条の三第二項において準用する第二条の二第一項の申請書</u>	<u>別記第八号様式の第二面による書類</u>	<u>第三条の三第二項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第九号様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u>	<u>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）</u>	<u>別記第十号様式の第二面による書類</u>	<u>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）</u>	<u>別記第八号様式（昇降機用）の第二面による書類</u>	<u>第三条の三第三項において準用する第三条第二項の申請書</u>	<u>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書</u>
(い)	(ろ)																		
<u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第一項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</u>																		
<u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第四項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</u>																		
<u>第三条の三第一項において準用する第一条の三第八項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第四号様式（「計画を変更する建築物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u>																		
<u>第三条の三第二項において準用する第二条の二第一項の申請書</u>	<u>別記第八号様式の第二面による書類</u>																		
<u>第三条の三第二項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第九号様式（「計画を変更する昇降機の直前の確認の欄」又は「計画を変更する建築設備の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u>																		
<u>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものを除く。）</u>	<u>別記第十号様式の第二面による書類</u>																		
<u>第三条の三第三項において準用する第三条第一項の申請書（観光用エレベーター等に係るものに限る。）</u>	<u>別記第八号様式（昇降機用）の第二面による書類</u>																		
<u>第三条の三第三項において準用する第三条第二項の申請書</u>	<u>別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書</u>																		

新	旧	
	書	
	<u>第三条の三第三項において準用する第三条第三項の申請書</u>	<u>別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第八号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び別記第三号様式による建築計画概要書</u>
	<u>第三条の三第三項において準用する第三条第七項に規定する場合の申請書</u>	<u>別記第十三号様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u> <u>別記第十四号様式（「計画を変更する工作物の直前の確認の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）による書類</u>
	<u>第四条の四の二において準用する第四条第一項の申請書</u>	<u>別記第十九号様式の第二面及び第三面による書類</u>
	<u>第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項の申請書</u>	<u>別記第二十六号様式の第二面及び第三面による書類</u>
	<u>第四条の十六第二項の仮使用認定申請書（指定確認検査機関に申請する場合に限る。）</u>	<u>別記第三十四号様式による仮使用認定申請書第二面による書類</u>
<p>4. 次の表の(イ)欄に掲げる申請書又は通知書については、(ロ)欄に掲げる書類に代えて、都道府県知事が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、都道府県知事が定めるものによることができる。</p>		
	(イ)	(ロ)
	<u>第三条の七第一項の申請書</u>	<u>別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>
	<u>第八条の二第七項において準用する第三条の七第一項の規定による通知書</u>	<u>別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類</u> <u>別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図</u>
<p>5. 第三条の七第一項の申請書又は第八条の二第七項において準用する第三条の七第一項の規定による通知書については、別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、都道府県知事が定めるものによることができる。</p>		
<p>6. 次の表の(イ)欄に掲げる申請書又は通知書については、(ロ)欄に掲げる書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク</p>		

新	旧						
	<p><u>ク等の提出のうち指定構造計算適合性判定機関が定めるものによることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="799 241 1437 555"> <thead> <tr> <th data-bbox="799 241 1023 293">(い)</th> <th data-bbox="1023 241 1437 293">(ろ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="799 293 1023 394"><u>第三条の十において準用する第三条の七第一項の申請書</u></td> <td data-bbox="1023 293 1437 394">別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 394 1023 555"><u>第八条の二第七項において準用する第三条の十において準用する第三条の七第一項の規定による通知書</u></td> <td data-bbox="1023 394 1437 555">別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書</td> </tr> </tbody> </table>	(い)	(ろ)	<u>第三条の十において準用する第三条の七第一項の申請書</u>	別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書	<u>第八条の二第七項において準用する第三条の十において準用する第三条の七第一項の規定による通知書</u>	別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書
(い)	(ろ)						
<u>第三条の十において準用する第三条の七第一項の申請書</u>	別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書						
<u>第八条の二第七項において準用する第三条の十において準用する第三条の七第一項の規定による通知書</u>	別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書						
(書類の閲覧等)	(書類の閲覧等)						
<p><u>第十一条の三</u> 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 別記第三号様式による建築計画概要書 二 別記第十二号様式による築造計画概要書 三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書 四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書 五 処分等概要書 六 全体計画概要書 七 指定道路図 八 指定道路調書 <p>2 特定行政庁は、前項の書類(同項第七号及び第八号の書類を除く。)を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。</p> <p>3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による口頭審査)</p>	<p><u>第十一条の四</u> 法第九十三条の二(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 別記第三号様式による建築計画概要書 二 別記第十二号様式による築造計画概要書 三 別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書 四 別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の九様式及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書 五 処分等概要書 六 全体計画概要書 七 指定道路図 八 指定道路調書 <p>2 特定行政庁は、前項の書類(同項第七号及び第八号の書類を除く。)を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。</p> <p>3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。</p> <p>(映像等の送受信による通話の方法による口頭審査)</p>						
<p><u>第十一条の四</u> 令第四百七十七条の四において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条に規定する方法によつて口頭審査の期日に審理を行う場合には、審理関係人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。)が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。</p>	<p><u>第十一条の五</u> 令第四百七十七条の四において準用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条に規定する方法によつて口頭審査の期日に審理を行う場合には、審理関係人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審査庁(同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。)が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。</p>						